

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年2月12日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	りそなJリート・アクティブ・オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2018年3月23日から2018年9月21日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年3月22日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、運用管理費用（信託報酬）の委託会社と販売会社の配分基準において、ファンドの純資産総額に応じて変化するとの内容で説明をすべきところ、作成時の誤認により各販売会社の取扱純資産額に応じて変化するとの内容で記載し、確認者におきましても当該誤記載を発見できないまま提出に至りました。つきましてはこれを訂正し、差替えを行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」につき、運用管理費用（信託報酬）の委託会社と販売会社の配分基準の項目に関する記載を訂正するため、以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

_____部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.08%（税抜1.0%）

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用（信託報酬）の配分は、各販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。

運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）			
各販売会社の 取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年率0.55%	年率0.40%	年率0.05%
100億円以上 300億円未満の部分	年率0.50%	年率0.45%	
300億円以上 500億円未満の部分	年率0.45%	年率0.50%	
500億円以上の部分	年率0.40%	年率0.55%	
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

委託会社の信託報酬には、新光J-REITアクティブ・マザーファンドの投資顧問会社（株式会社りそな銀行）に対する投資顧問報酬（年率0.15%（税抜））が含まれます。

ファンドが投資対象とする上場不動産投資信託証券（J-REIT）については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。

<訂正後>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.08%（税抜1.0%）

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用（信託報酬）の配分は、ファンドの純資産総額に応じて、以下の通りとします。

運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）			
ファンドの 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社

100億円未満の部分	年率0.55%	年率0.40%	年率0.05%
100億円以上 300億円未満の部分	年率0.50%	年率0.45%	
300億円以上 500億円未満の部分	年率0.45%	年率0.50%	
500億円以上の部分	年率0.40%	年率0.55%	
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

委託会社の信託報酬には、新光J-REITアクティブ・マザーファンドの投資顧問会社（株式会社りそな銀行）に対する投資顧問報酬（年率0.15%（税抜））が含まれます。ファンドが投資対象とする上場不動産投資信託証券（J-REIT）については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。